

日本学生観光連盟規約

第1章 総則

第1条（名称および所在地）

本連盟は、日本学生観光連盟と称し、事務局を顧問の研究室内に置く。住所は第6章附則第25条に記す。

第2条（目的）

本連盟は、観光を学ぶ学生同士がネットワークを構築し、実社会の観光場面で学習活動並びに社会貢献を行うことを通して、観光の新たな可能性を求めることを目的とする。

第3条（事業）

本連盟は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 観光地におけるフィールドワーク
- (2) 観光事業関係者による講演会・意見交換会
- (3) 観光による社会貢献並びに会員の観光学習に資する諸活動
- (4) 会員の親睦の為に必要な活動
- (5) 本会の活動成果の公開並びに学生による観光ネットワーク構築のためのウェブサイト開設とその維持管理

第2章 会員

第4条（会員の種別）

本連盟の会員の種別は、次の通りとする。入会手続き等については第5章入会手続き及び運営に定める。なお、本規約における「学生」とは、大学生・大学院生・短期大学生・専門学校生と定義する。

(1) 団体登録会員

本連盟の目的に賛同し、各学校で観光学習や観光関連活動を行う団体及び観光活動に興味のある団体に属する学生。

(2) 個人会員

本連盟の目的に賛同し、観光学習及び観光活動を希望する学生。

第5条（資格の期限）

本連盟会員資格の期限は、入会日または資格の継続日から毎年3月31日までとする。

第6条（資格の継続）

毎年5月31日までにその年度の団体登録名簿・個人会員名簿が提出された場合、前年度からの会員は、その資格を継続される。新年度開始から5月31日までの間は、その期間において、第2章会員第7条の各号に該当しない前年度の会員を、暫定的に会員とする。

第7条（資格の喪失）

会員は次の各号に該当した場合、その会員たる資格を失う。

- (1) 在学中の学校を卒業、または退学した場合。
- (2) 団体登録名簿・個人会員名簿から名前が削除された場合。
- (3) 死亡した場合。
- (4) 5月31日までにその年度の団体登録名簿・個人会員名簿が提出されない場合。

第8条（代議員）

各学校に属する団体は、その代表者として、代議員を1名選出するものとする。学内に複数の団体がある場合は、原則として、調整を行い、1名を選出する。また、執行部役員からの推挙をうけ、代議員会において承認された個人会員は、代議員となることができる。代議員の交代は、代議員が代議員会にて申告し、承認を受ける。

(1) 権利

代議員は、代議員会で発言権を有し、議決権を持つものとする。但し、代議員会に本来の代議員が出席できない場合は、同学校の同じ登録団体の会員を代理として立てる事ができる。

(2) 代議員の職務

代議員の職務は学観連執行部と本連盟登録団体との連絡を担当する。

(3) 代議員代理の職務

代議員が代理の場合の職務は、登録団体学校としての代議員会での発言権と代議員への審議事項の報告のみとする。議決権は失効する。なお、発言はその登録団体学校としての発言と同様の責任を有する。

第3章 執行部

第9条 (役員)

本連盟に会員から13名の役員をおく。次年度役員は、立候補者から、代議員会においてその時点の役員・代議員の投票により選出される。

役員各役職とその人数は次の通りである。

代表1名

副代表2名

会計1名

会計監査1名

総務3名

広報3名

渉外2名

- (1) 次年度の代表は、代議員会において選出された次年度役員から、代議員会においてその時点の役員・代議員及び次年度役員の投票により内定する。
- (2) 次年度副代表・会計・会計監査・総務・広報・渉外の内定は、代議員会によって選出された次年度役員の協議により決定する。
- (3) 各役職に内定した次年度役員は総会において過半数の賛成により承認される。
- (4) 代表と副代表が同一学校の学生であることは認めない。
- (5) 会計と会計監査が同一学校の学生であることは認めない。
- (6) 同一学校の学生が同じ役職に就くことを認めない。
- (7) 団体登録会員が次年度役員に立候補する際は、登録団体の推薦を要する。
- (8) 個人会員が次年度役員に立候補する際は、その時点の役員もしくは代議員の推薦を要する。
- (9) 役員と代議員の兼務は原則認めない。

第10条 (評議員)

本連盟に、任期を終えた前年度役員から若干名の評議員をおく。

- (1) 評議員は、前執行部評議員の推薦を受けた役員から選出し、役員・新役員の賛成をもって承認とする。
- (2) 評議員は、執行部役員らの要請に基づき、代議員会及び役員会に出席し、発言権を有する。ただし、議決権は有しない。

第11条 (任期)

代表、副代表、会計、会計監査、総務、広報、渉外、評議員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 (代表の職務)

代表は連盟を統括し、かつ代表する。

第 13 条（副代表の職務）

副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはこれに代わる。

第 4 章 総会

第 14 条（役員・評議員の辞任）

役員・評議員が辞任を申し出た際は、代議員会により審議を要する。役員・代議員の過半数の賛成をもって役員・評議員の辞任を認める。なお、辞任で生じた欠員に対しては、原則として補充しない。ただし、各役職の学生が 0 名となった場合はこの限りでない。

第 15 条（召集）

代表は必要と認めたときに随時、総会を召集することができる。その通知は会期の 10 日前までに行われることを要する。但し、緊急を要する場合は、この限りではない。

第 16 条（総会）

代表は、総会に下記の案件を提出し、総会はこれを審議することができる。

- (1) 本連盟規約の変更
- (2) 役員・評議員の選出および変更
- (3) 事業計画案
- (4) 事業報告および予算案・決算の承認

第 17 条（総会の成立・議決）

総会は、会員 1 名以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の過半数の賛成をもって成立するものとする。

第 5 章 入会手続き及び運営

第 18 条（入会手続き）

本連盟への入会は、団体登録名簿・個人会員名簿の提出と入会金の支払いをもって認められる。入会は、各学校にて観光を学ぶ学生による団体登録を原則とする。この団体とは、広い意味で観光の学習活動等を行う 2 名以上の会員を有する組織である。その場合、原則として顧問の教員をたてるものとする。これら団体に所属せずに入会を希望する者は、本役員会の承認を経て、個人会員として入会することができる。

第 19 条（財源）

本連盟の事業に要する資金は、会員の支払う入会金及び当事業支援の活動資金等をもってこれに充てる。

第 20 条（入会金）

入会金は入会要件とし、金額は 1 人 300 円とする。

第 21 条（会計）

本連盟の運営費用は会計が管理し、会計監査がこれを監査する。

第 22 条（会計年度）

本連盟の会計年度は 1 年間とし、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 23 条（臨時支出）

予算外の緊急を要する支出のあるときは、執行部の決議により臨時支出することができる。但し、次の総会において報告の上事後承諾を得ることを要する。

第 6 章 附則

第 24 条（顧問）

本連盟は学生による団体のため、その世話人として若干名の顧問を置く。顧問については、団体登録顧問の中から、執行部役員が委嘱する。顧問は、執行部役員及び本会活動への指導助言を行う。なお、顧問の任期は特に定めない。

第 25 条（事務局）

事務局は、本連盟の指定する場所とする。平成 23 年 11 月 26 日現在下記のとおり
〒230-8577 神奈川県横浜市鶴見区東寺尾 4-11-1
横浜商科大学 商学部 貿易・観光学科 宍戸学研究室内 日本学生観光連盟本部

第 26 条（会員間の連絡）

会員間の連絡は原則として E メールまたはウェブサイト上にて行う。

第 27 条（規約の変更）

本規約は、総会の決議をもって変更することができるものとする。

第 28 条（設立日）

本連盟の設立日は平成 21 年 6 月 20 日とする。

第 29 条（施行）

- (1) 本規約は平成 21 年 6 月 20 日より実施する。
- (2) 平成 22 年 3 月 6 日より一部を改正し実施する。
- (3) 平成 23 年 3 月 5 日より一部を改正し実施する。
- (4) 平成 23 年 11 月 26 日より一部を改正し実施する。